令和８年度
民活型雪堆積場管理業務募集要領

提案書受付期間

６月 12 日（金）～7 月 17 日（金）

札幌市建設局土木部雪対策室事業課

本書は下記 URL にてダウンロードできます。

http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/minkatsu-r8.html

令和８年度　民活型雪堆積場管理業務募集要領

民活型雪堆積場管理業務を提案する者は、下記の事項を十分に確認の上、「令和８年度 民活型雪堆積場管理業務提案書」（以下「提案書」という。）を提出してください。

記

１　民活型雪堆積場について

民活型雪堆積場管理業務は、雪堆積場用地の確保、必要な施設整備、雪処理作業、雪割作業等、開設から閉鎖までの雪堆積場としての一連の作業について行うものであり、事業者より提案を受け、審査を経て、札幌市と委託契約を締結します。

市街地近郊で雪堆積場が不足する中、民活型雪堆積場はマルチ一体型雪堆積場を補完する重要な役割を持ち、昨年度は全雪堆積場81箇所のうち32箇所、全雪堆積場搬入量1,822万ｍ^{3}のうち934万ｍ^{3}を受け入れました。

２　用地選考委員会及び採否の決定について

用地選考委員会では、提案のあった全ての民活型雪堆積場について書類審査を行うほか、必要に応じて提案者による計画説明や現地説明を実施し、提案内容を審査します。

令和８年度は、①新規提案、②採用実績のある雪堆積場のうち委員会が必要と判断する提案を除き、原則として書類審査のみとします。

採否は下記に示す観点に基づき、用地選考委員会において決定します。審査の結果、採用とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・全市での最大搬入量の確保
・方面別の配置バランス
・経済性（雪処理にかかる費用等）
・管理計画（雪堆積場の規模等）
・立地条件（雪堆積場の周辺環境等）　　等

３　提案に関する要件

（１）提案する者に必要な資格要件

提案する者は、次の各号に該当する者でなければならない。

ア　札幌市競争入札参加資格者（以下「参加資格者」という。）のうち「道路維持除雪」に登録されている者（未登録者は、令和８年８月７日までに参加資格者登録が受理されること。詳細については、札幌市財政局契約管理課ホームページ又は札幌市役所14階 契約管理課へ確認すること）。

イ　雪堆積場として提供できる用地を自己所有している者、又は土地所有者との契約により借地契約を締結している者、もしくは借地契約を締結する見込みである者。

ウ　提案搬入量による応募要件は下表のとおりとする。

ただし、複数箇所を１件の業務にまとめて提案する場合は、各箇所の提案搬入量の合計によるものとする。

提案搬入量（合計）	応募要件
15万㎥未満	単体企業または特定共同企業体（3社までとする。）
15万㎥以上20万㎥未満	特定共同企業体（3社までとする。）
20万㎥以上30万㎥未満	特定共同企業体（4社までとする。）
30万㎥以上	特定共同企業体（5社までとする。）

※１企業が提案できる応募件数に制限はないものとする。

※業務履行にあたっては、仕様書を遵守し、規模や立地条件に応じ必要な作業機械及び人員（開設形態によっては、計数作業員を除く）を確保すること。

※原則として提案書受理後の構成員変更は認めない。

エ　特定共同企業体の取扱いについては、札幌市民活型雪堆積場管理業務特定共同企業体取扱要綱（平成22年9月30日建設局長決裁）に定めるところによるものとする。

なお、要綱第５条第１項に定める大規模とは、上表に示すとおりとする。

（２）提案用地の要件

提案する用地は、市域内外を問わず、次の各号をすべて満足しなければならない。

ア　札幌市域内の用地、又は隣接する市域外（想定される搬入ルートを使用し、札幌市境界より概ね3km以内程度）の用地とする。

イ　農地法上の農地に該当しないこと（不明の場合は、各自治体の農業委員会事務局に確認すること）。

ウ　雪の堆積スペースのほか管理運営上必要な面積を有することとし、過年度に民活型雪堆積場にて運用実績のあった0.8ha以上を原則とする。

なお、用地面積が小規模の場合や支障物がある等の理由により有効面積に制限がある場合、雪堆積高や安定法角度の観点から雪の堆積量が特に限られるため、費用対効果についても用地選考委員会での採否の判断要素とする。

エ　みどりの保全の観点から、大規模な樹木伐採を行わないこととし、やむを得ず樹木の伐採が必要となる場合は、以下の要件を順守し、伐採の必要性について慎重に判断すること。

○提案書提出前に札幌市建設局土木部雪対策室事業課及び札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課と事前協議を行うこと。

○必要に応じて森林法・札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づいた申請手続きを行い、樹木伐採の許可を得ること。なお、提案書には許可書の写しを添付すること。

○樹木を伐採する範囲は原則1.0ha未満とすること。

○不要不急の伐採を防ぐため、民活型雪堆積場の設置を目的とした伐採は採用決定通知書送付後に行うよう努めること。

オ　札幌市区域図（**別紙１**）に、楕円で囲まれている地区又はその地区に隣接している用地で提案をしようとする者は、提案書提出前に雪対策室へ相談すること。

カ　大型車が交差できる幅員の公道（搬入ルート）に接していること。

キ　騒音や振動等の影響を考慮し、隣接して住宅密集地、病院、学校等が無いこと。

ク　提案箇所について、町内会等地域から一定の理解が得られていること。なお、雪堆積場開設に起因する地域の課題には提案者が率先して対応にあたること。

ケ　融雪水処理に問題が生じない適当な排水先があること。

コ　原則として令和8年11月30日までに下記の設備整備を完了できる見込みであること。また、業務内で整備する下記の設備については、都市計画法に違反しないこと。

○提案規模に応じた排水側溝、沈砂池等の融雪水対策施設

○現場詰所、計数作業専用詰所、トイレ、電気・電話設備

○その他運営に必要な諸設備

サ　雪堆積場及び周辺地盤は、雪の堆積によって容易に沈下等を生じるおそれが無いこと。

シ　業務履行に関し、第三者から事業損失等に関する申出があった場合、提案者がその責任において解決すること。

ス　関連する各種法令等に違反しないこと。

（３）その他留意事項

ア　提案の不採用に起因する損害について、札幌市は一切の責を負わないものとする。

イ　管理業務には、現況復旧等を行う業務を含んでいる。

ウ　設計搬入量、開設形態（一般受入雪堆積場〔日中開設・夜間開設・24時間開設〕、公共専用雪堆積場）、開設期間、年末年始の開設、週休日については、札幌市が決定し、採用決定通知書において通知する。なお、開設形態に変更が生じた場合は、受託者と協議の上、委託料の設計変更を行う。

エ　一般受入雪堆積場における雪搬入量の計数作業については、雪対策施設車両管理システム又は第三者を配置し行う。計数作業の形態は札幌市が決定し、別途、他事業者に業務を委託する。

オ　市域外の提案用地については、札幌市で当該自治体と協議を行う。なお、その協議結果は採否の判断要素とする。

カ　自然融雪を基本とし、雪割作業は原則として行わないものとする。やむを得ず、雪割作業を必要とする場合は、理由を明確化し書面により提出すること。

キ　配置予定技術者の資格要件は、「民活型雪堆積場管理業務の配置技術者等について」（**別紙２**）を確認すること。

ク　「雪堆積場管理業務標準歩掛（閲覧用）」を雪対策室にて公表しているので、設計見積書作成時の参考にすること。詳細については雪対策室事業課雪施設係まで問い合わせること。

ケ　提案書作成の際には「提案書作成の留意事項」（**別紙３**）を確認すること。

コ　業務の仕様書については、札幌市道路維持除雪業務委託仕様書を準用する予定である。なお、提案箇所の特性により、特記仕様書が追加される場合がある。

サ　複数箇所を１件の業務にまとめて提案しようとする者は、提案書提出前に雪対策室へ相談すること。なお、過年度の運用状況や相互間の距離等によっては、まとめて提案することが認められない場合がある。

シ　審査の結果、採用決定通知を受けた者は、令和５年４月１日に施行された個人情報の保護に関する法律に基づき、必要に応じて事務手続きを行うこと。

４　提案書の提出について

（１）提出方法

新規提案及び採用実績のある雪堆積場のうち内容に大きな変更がある提案については、提案書の内容を説明できる責任者が持参し、提出すること。上記以外の提案については、郵送による提出を可とする。

（２）受付期間

令和８年６月12日(金)から令和８年７月17日(金)まで

（持参の場合は、平日の８時45分から17時15分までとする。

また、郵送の場合は、令和８年７月17日(金)必着とする。）

（３）提出場所及び問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市役所８階 雪対策室事業課雪施設係（伊藤、渡辺）

電話 011-211-2662

5　日程（予定）

月　　日	項　　　目	備　　　考
令和８年 ６月 12 日(金)	募集要領配布	
６月 12 日(金) ～ ７月 17 日(金)	提案書受付	○すべての提出書類が揃っていなければ受付は出来ません（**６ 提出書類** 参照）。 ○持参の場合は、雪対策室事業課雪施設係まで事前に電話連絡をお願いします。
７月下旬 ～ ８月上旬	計画説明会	○新規提案及び採用実績のある雪堆積場のうち昨年の管理区土木部が必要と判断する提案について、提案者による計画説明や現地説明を実施する。 ※該当する提案者には、日時等の詳細を別途連絡する
９月上旬 ～ ９月中旬	札幌市民活型雪堆積場用地選考委員会	○原則として、用地選考委員会の委員による書類審査とする。ただし、新規提案及び採用実績のある雪堆積場のうち用地選考委員会が必要と判断する提案については、計画説明や現地説明を求める場合がある。 ※該当する提案者には、日時等の詳細を別途連絡する ※現地説明の際、各種許可書に基づく場内整備及び受入に必要な施設整備（進入退出路、調整池等）が未施工の場合は、図面等により説明できるようにすること
９月下旬	採用決定通知書発送	○不採用の場合は、不採用通知を送付する。不採用通知を受けた提案者は、書面により通知内容について説明を求めることができる。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内（土日・祝日を含む）とする。
10 月中旬	特定共同企業体協定書提出	○採用決定通知を受けた者のうち特定共同企業体による提案者は、速やかに特定共同企業体協定書を札幌市へ提出すること。
10 月中旬	見積通知発送	
10 月下旬	見積合せ	
10 月下旬	特定随意契約締結	
11 月１日	業務着手	
11 月下旬	雪堆積場受入準備完了	○各種許可書に基づく場内整備および受入に必要な施設整備（進入退出路、調整池等）を完了させること。
12 月以降	雪堆積場開設	○気象状況により変更することがある。 ○開設期間は雪堆積場によって異なる。
令和９年 ３月 31 日	雪堆積場管理工完了	
４月１日以降	雪堆積場雪割工	○自然融雪箇所を含む。
６月～8 月	業務完了	○雪の搬入量に応じて完了月は異なる。

６　提出書類（複数箇所を１件の業務にまとめて提案する場合は、箇所毎に必要書類を提出。）

No.	書類の名称	説　　明	備　　考
1	民活型雪堆積場管理業務提案書	○提案担当者名と連絡先を記入すること。 ○提案搬入量は、**別紙３**に従い算出すること。 ○最大搬入量は、土地形状や周辺環境を踏まえ、受入可能と想定される最大量を設定すること。	**様式１**
2	位置図	○縮尺は原則 1/2,500 もしくは 1/5,000 の A4 縦とし、雪堆積場用地、搬入ルート、道路幅員を図示し、北を上として方角を記載すること	
3	計画説明書	○立地条件、施設計画、安全対策、環境対策について記載すること（**別紙３**　参照）。	
4	施設整備図（計画）	○縮尺は適宜とし、雪堆積位置・面積・標準横断図のほか、側溝や沈砂池等（断面図含む）の排水設備（排水先及びその管理者の明記）、現場詰所、計数作業専用詰所、電気・電柱等の計画を含む施設整備平面図とする。 ○提案搬入量の算出根拠を別紙に記載すること（断面図含む）。 ○既設建物、新設建物を明記すること。 ※北を上とし、方角を記載すること ※A4 版を原則とするが、A3 横も可とする	施設計画図 排水施設詳細図 場内誘導員配置図（計画）　等
5	現況写真	○雪堆積場予定地の全景現況写真（提案書提出日から起算して、直近３か月以内）、枚数は適宜。 ○過年度採用の雪堆積場は、加えて、堆積状況がわかる全景写真、枚数は適宜。	
6	雪割作業を必要とする理由書	○特別な理由により、雪割作業を必要とする場合はその理由を書面により提出すること。	雪割作業が不要な箇所は提出不要
7	地番図	○法務局で得られる【地図に準ずる図面】(地番図)のコピーを提出すること。	
8	土地登記事項要約書	○土地の所在、地目、面積、所有権が確認できるもの（発行後３か月以内、新規提案者は全部事項証明書とする）。 ○また、地番、地目、地積、所有者、使用用途がわかるように一覧表にまとめること。	原本添付 (1 部ｺﾋﾟｰ可) **様式２**
9	土地使用同意書	○自己所有地以外の場合、提案時には同意書又は仮契約書(写)を提出し、採用決定通知書を受理後、速やかに土地賃貸借契約書(写)を提出すること。必ず、双方の捺印がされていること。 ※同意者の連絡先を記入すること	

No.	書類の名称	説　　　明	備　　考
10	提　案　見　積　書	○提案見積書に記載された価格は、選考及び契約締結時に重要となるので、積算は正確に行い詳細内訳書を添付すること。（別紙３ 参照）	様式３－１ 様式３－２
11	配置予定技術者経歴書	○配置要件を満たした技術者であること。	様式４
12	競争入札参加資格審査申請書（写） 認定通知書（写）	○現在、「道路維持除雪」の参加資格者登録申請をしている者は競争入札参加資格審査申請書(写)を提出し、その後、参加資格の決定通知を速やかに競争入札参加資格認定通知書(写)を提出すること。 ※未登録業者は令和８年８月７日までに参加資格者登録が受理されること	
13	各種許可書（写）	○関係法令に基づき申請した行為に伴う許可書等の写しを提出すること。 ※札幌市から必要書類（申請用図面等）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること	
14	関係施設管理者等との協議経過書または協議成立書	○関係施設等の管理者と協議し、同意を得たことを確認できる「協議経過書」、又は「協議成立書」等の交付を受けた場合は、これを提出すること。 ※札幌市から必要書類（申請用図面等）の提出を求められた場合は、速やかに提出すること ※「採用決定通知書」を受理した後、11月中旬までに各種許可書に基づく場内整備等が完了するように各種許可申請手続きを行うこと （例）進入退出路のために河川敷地占用許可が必要となる場合、河川管理者と協議し、確実に許可となる同意を得たことを協議経過書として提出、又は協議成立書を交付された場合はそれを提出すること	様式５ （この様式によらない場合は別途提出すること）
15	隣接者との協議記録	○雪堆積場の内容等について隣接者と協議した記録を「協議記録書」として提出すること。 ※日時、場所、説明者、説明を受けた者、協議内容を記載すること ※説明を受けた者の欄に捺印がされていること ※これにより難い場合は札幌市雪対策室と別途協議を行うこと ※隣接者とは、提案用地に接する土地の地権者、借地権者等をいう	様式６

○提出書類は上表のNo.１～No.15を製本したものを２部及び電子データ一式とする。

○製本して提出する資料は鮮明なものとし、電子データ一式はＰＤＦ形式でＣＤもしくはＤＶＤにて提出すること。

○No.１～No.６は、札幌市民活型雪堆積場用地選考委員会の資料に使用する。このため、計画説明を求められた場合は、これらの資料を基に説明を行うこと。

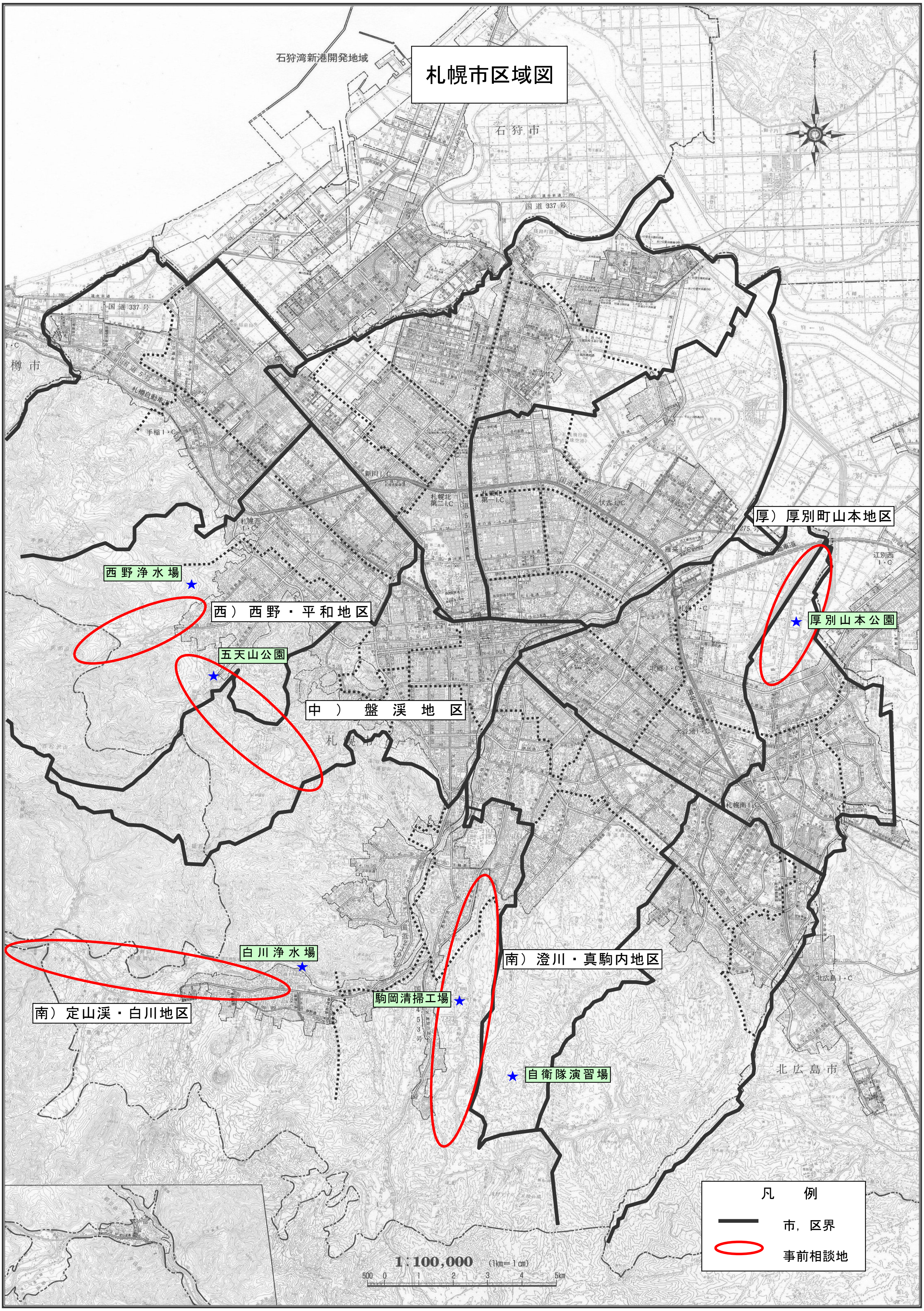
札幌市区域図
石狩湾新港開発地域
石狩市
国道337号
樽市
厚）厚別町山本地区
西野浄水場
西）西野・平和地区
五天山公園
中）盤渓地区
厚別山本公園
白川浄水場
南）澄川・真駒内地区
南）定山渓・白川地区
駒岡清掃工場
自衛隊演習場
北広島市
1:100,000
凡例
市，区界
事前相談地

民活型雪堆積場管理業務の配置技術者等について

１．配置技術者等の資格要件等について

	名　称	選　任	資格要件	配置	拘束(配置)期間	備　考
民活型雪堆積場管理業務	現場統括主任	代表者	なし	常駐	業務期間	所属会社と直接雇用関係がある者
	雪堆積場管理技術主任	代表者又は各構成員	建設業法(法の各業種要件による)に係る法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者で本業務現場における業務の履行の技術上の管理をつかさどる者。	専属	雪堆積場管理作業期間(12/1～翌年3/31)	所属会社と３か月以上の雇用関係
	雪堆積場雪割技術主任※1				雪堆積場雪割作業期間(翌年4/1～※2)	

◆常駐：当該現場のみを担当し、常に現場に滞在　＝　他工事との兼任は不可。

◆専属：当該業務専属に配置　＝　他工事との兼任は不可。

※１：自然融雪を行う雪堆積場の雪堆積場雪割技術主任は、他工事との兼任は可。

※２：雪割の作業期間により設定（各雪堆積場により、6/30～8/31程度まで）

２．雪堆積場作業主任

・作業中は当該現場に滞在し、作業状況を随時確認しながら安全管理を行うこと。

・各作業の責任者として、必要工種（場内管理主任、誘導作業主任、機械運転作業主任）に従事する企業から１名以上配置すること。
　なお、代表者及び各構成員は、場内管理主任、誘導作業主任または機械運転作業主任を１名以上配置すること。

・現場統括主任、雪堆積場管理技術主任または雪堆積場雪割技術主任とは兼務不可。

・複数箇所を１件の業務にまとめて提案する場合は、雪堆積場毎に上記の作業主任を配置すること。

３．業務内の兼務について

	現場統括主任	雪堆積場管理技術主任	雪堆積場雪割技術主任	場内管理主任	誘導作業主任	機械運転作業主任
現場統括主任		○	○	×	×	×
雪堆積場管理技術主任	○		○	×	×	×
雪堆積場雪割技術主任	○	○		×	×	×
場内管理主任	×	×	×		○	○
誘導作業主任	×	×	×	○		○
機械運転作業主任	×	×	×	○	○	

凡　例	○：兼務可　　×：兼務不可

提案書作成の留意事項

<table>
<tr><td>計画説明書</td><td>雪堆積場管理業務を安全に効率よく遂行するために必要な手順や工法、対策について、下記 4 項目に基づき詳細に、計画説明書として提出すること。
また、過年度採用の雪堆積場は、変更点を明記すること。
① 立地条件
・当該雪堆積場の特徴等
・地形、土地形状、土質、道路幅員、周辺環境等
② 施設計画
・施設計画図の解説
・雪堆積場への搬入・退出、場内経路等
③ 安全対策
・保安施設・標識、誘導員等の配備
・場内運搬路の安全管理方法(スリップ対策等)
・投雪作業車両の誘導方法
④ 環境対策
・沈砂池等の融雪水の水質汚濁対策
・融雪水の流出河川名及びその河川管理者
・その他、周辺地域の環境保全対策等</td></tr>
<tr><td>提案搬入量</td><td>提案搬入量の算出条件は下記に従い算出すること。
① 新規提案の雪堆積場・・・提案搬入量計算値（参考値）とする。
・雪堆積高
a） 平地(雪堆積面積 1.0ha 未満)：10m
b） 平地(雪堆積面積 1.0ha 以上)：15m
c） 山地(雪堆積面積 1.0ha 以上)：現地の状況に合わせ設定
・安定法角度：45° として計算
・提案搬入量（m^3）≒体積（雪堆積面積と上記条件により算出）×1.2（密度補正）
ただし、提案搬入量は下記により端数処理する。
<table>
<tr><th>提案
搬入量</th><th>30 万 m^3 未満</th><th>30 万 m^3 以上
60 万 m^3 未満</th><th>60 万 m^3 以上
120 万 m^3 未満</th><th>120 万 m^3 以上</th></tr>
<tr><td>単位</td><td>1 万 m^3 単位</td><td>5 万 m^3 単位</td><td>10 万 m^3 単位</td><td>最大 120 万 m^3</td></tr>
<tr><td>切捨</td><td>1 万 m^3 未満切捨</td><td>5 万 m^3 未満切捨</td><td>10 万 m^3 未満切捨</td><td></td></tr>
</table>
② 令和 7 年度採用の雪堆積場・・・令和 7 年度当初設計時の設計搬入量と①で算出した提案搬入量（参考値）とを比べて大きい方の値とする。</td></tr>
<tr><td>提案見積書</td><td>提案見積書の積算条件は下記に従い算出すること。（別紙：雪堆積場管理業務提案見積書(記入例)（様式 3-1、3-2）参照）
・開設形態は、一般受入雪堆積場として、日中開設(9 時～17 時)で積算する。
・雪受入れ期間は、12 月 20 日から翌年 3 月 20 日までとして、90 日間で積算する。
・積算内訳は、労務費（場内誘導員、場内軽作業員、散水補助作業員等）、雪処理費、場内整備費、仮設費（用地費等）、諸経費に区分し、その合計を雪堆積場管理費（1,000 円単位〔1,000 円未満は切捨て〕）とする。ただし、消費税等相当額は除く。
・労務費は、必要な作業員を計上する。ただし、計数作業員は計上しない。
・場内軽作業員は、場内清掃（ごみ収集）、場内誘導補助等の作業を行う。
・交通管理費（入口整理）は、車両出入口部分に交通誘導警備員が必要な場合計上する。
・交通管理費（巡回）は、3 月 21 日から 3 月 31 日までの 11 日間を計上する。
・雪処理費は、ブルドーザ・散水車以外に必要な機械がある場合に追加計上する。
・用地費は、12 月から 3 月までの 4 か月分を計上する。
・雪処理単価は 10m^3 当りの単価とし、雪堆積場管理費を提案搬入量で除した値に 10 を乗じたものとする。(10 円単位：10 円未満四捨五入)
・雪堆積場管理業務標準歩掛が公表されているので参考にすること。</td></tr>
</table>